

令和6年度 産婦健康診査の助成について

産後はホルモンバランスの変化や環境の変化などから、心身の不調をきたしやすいと言われていています。産後2週間頃と産後1か月頃の出産後間もない時期の産婦の方へ支援の充実を図るため、長浜市では、令和6年4月1日から下記のとおり産婦健康診査の費用を助成します。

対 象 者

長浜市に住民登録があり、令和6年4月1日以降にご出産された方
※令和6年4月1日以降に、流産、死産された方も対象になります。

受診時期と回数

産後2週間頃と産後1か月頃 計2回まで
※医療機関によっては、産婦健康診査を実施していない場合もあります。

健 診 内 容

こころ、からだ（子宮復古、悪露、乳房の状態）の健康状態、体重、血圧測定、尿検査（たんぱく・糖）、乳房・授乳に関すること
※産婦健康診査内容（項目）を満たさない場合は、助成の対象となりません。

助 成 金 額

1回上限5,000円（上限額を上回った場合は、自己負担となります。）

受 診 方 法

産婦健康診査受診券を滋賀県内の産科医療機関・助産所へ提出し、受診してください。受診券の裏面をよくお読みになってご利用ください。
※受診券は、母子健康手帳別冊に差し込み、大切に保管してください。

里帰り等、滋賀県外の医療機関で産婦健康診査を受けられる方へ
妊婦健康診査と同様の手続きで、償還払いを行います。領収書と受診券を残しておき、請求してください。



【問合せ先】

長浜市健康推進課 母子保健係
〒526-0845 長浜市小堀町32番地3
Tel: 0749-65-7751 Fax: 0749-65-1711
e-mail: kenkou@city.nagahama.lg.jp